

(案)



岡 賃 審 第 号
令和7年9月10日

岡 山 労 働 局 長
森 實 久 美 子 殿

岡山地方最低賃金審議会
会 長 西 田 和 弘

岡山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月11日付け岡労発基0711第2号及び8月4日付け岡労発基0804第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、改正決定の必要性ありとの結論を得た旨当該部会長から報告があったので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定による議決に基づき答申する。